

## 奈良県告示第二百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和二年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和二年十月五日現在の地番による。）  
大和郡山市小泉町一〇一六及び一〇三一の各一部
- 二 申請者氏名 仲元男
- 三 申請者住所 大和郡山市小泉町一〇一七番地
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 三一・一六メートル
- 六 指定年月日 令和二年十月十三日
- 七 指定番号 郡土第R〇二〇八号